

*** * 不用浄化槽で雨水を有効利用 * ***

*** 平塚市浄化槽転用雨水貯留槽施設設置工事費補助制度について ***

平塚市では、平成16年4月から浄化槽転用雨水貯留槽施設を設置する市民の方に費用の一部を補助する事業を実施しています。

雨水貯留槽利用促進事業補助金制度は、雨水の利用を推進し、水資源を有効に利用するという市民のニーズに応えるために実施しています。

1 補助金の対象となる方

平塚市内の住宅（店舗や事務所等の併用住宅も含まれます。）に居住している方又は居住を予定している方で、当該住宅の排水設備工事と同時に浄化槽転用雨水貯留槽施設を設置する方

2 補助金の対象となる浄化槽転用雨水貯留槽施設

公共下水道に接続の際に、不用となる既存の浄化槽で、雨どいからの集水管、ポンプ設備（固定式）、散水設備等で構成されるもの

3 補助金額

浄化槽転用雨水貯留槽施設1基につき、設置工事費用（消費税額は除く。）の2分の1以内の額とし、40,000円を限度として補助します。（設置工事をする前に清掃会社に依頼する清掃は補助金の対象にはなりません。）ただし、補助金の交付額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。

例1 設置工事費（消費税除く）が160,000円の場合

$$160,000円 \times 2分の1 = 80,000円 > 40,000円$$

補助金額40,000円

例2 設置工事費（消費税除く）が70,000円の場合

$$70,000円 \times 2分の1 = 35,000円 < 40,000円$$

補助金額35,000円

4 申請の手続き

平塚市雨水貯留槽利用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、排水設備の確認申請書と同時に提出してください。

（排水設備工事を依頼する指定工事店が申請の代行をいたしますので、御相談ください。）

①案内図、平面図

②設置する浄化槽転用雨水貯留槽施設の見積書の写し

③賃貸住宅の場合は貸主の同意書

5 交付決定

提出された書類を審査し、支障がなければ補助金交付決定通知書を送付いたします。交付決定通知書を受け取った後に指定工事店に工事を依頼してください。

6 実績報告

設置工事が完了いたしましたら、平塚市雨水貯留槽利用促進事業補助金実績報告書（第5号様式）に、設置工事費の領収書の写し及び工事写真を添えて提出してください。（指定工事店が代行します。）

※工事写真は浄化槽からの転用状況と設置後の状況が分かるもの

7 確定通知

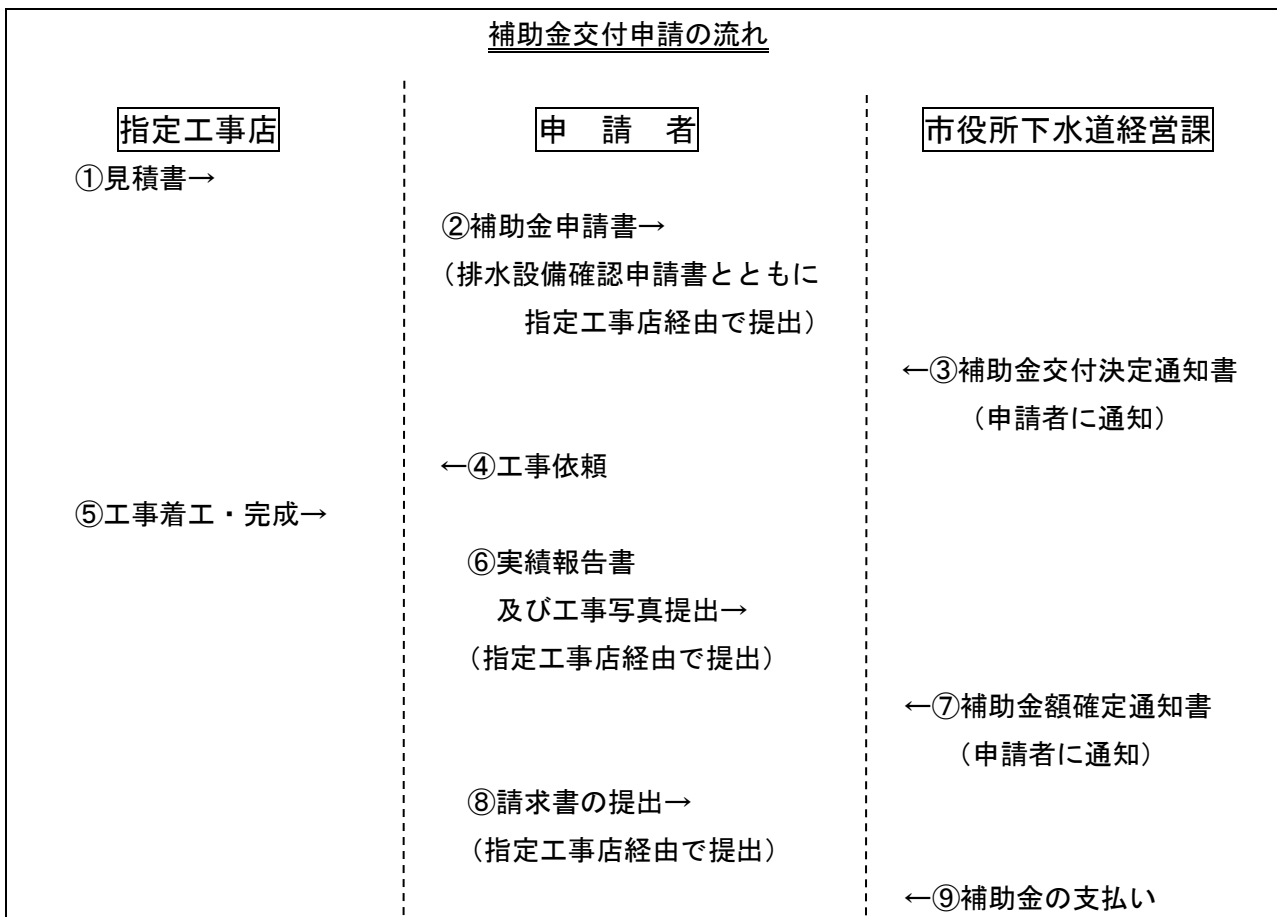
実績報告の内容及び設置状況確認の結果、支障がないと認められた場合は、補助金額確定通知書を交付いたします。

8 補助金の請求

補助金額確定通知書が届きましたら、請求書を提出してください。後日、指定の口座に振り込みます

9 その他

- ・ 補助金の交付は、一戸の住宅につき1基限りとします。
- ・ 補助金の交付申請をしても、審査の結果、補助金の交付が受けられないこともありますので、まず排水設備工事を依頼した指定工事店から設置工事費の見積書入手し、市役所下水道経営課に交付申請書を提出後、市の交付決定を受けてから工事を依頼してください。
- ・ 貯留した雨水が、雨水ます等への配管の施工等により、浄化槽本体からあふれないように設置してください。
- ・ 申請資格の審査において、市税等の納付状況を確認しますので御了承ください。
- ・ 補助金を受けた方に、浄化槽転用雨水貯留槽施設の使用状況等を後日お尋ねすることがあります。
- ・ 本市が行なう環境に関する施策への御協力をお願いすることがあります。



申請・問合せ先 平塚市役所下水道経営課総務担当

TEL 0463-21-8786 (直通)